



2014年2月18日 第2015-013号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働政策審議会「今後の労働時間法制の在り方について」の報告

## 労働側の反対を押し切り、取りまとめる

2月13日、第125回労働政策審議会労働条件分科会（以下、分科会）が開催され、労働者側の反対を押し切る形で本分科会の「報告」が取りまとめられました。これにより、一昨年9月から合計23回行われてきた労働時間法制等の議論に一定の結論が出されました。

「報告」は、①働き過ぎ防止のための法制度の整備等、②フレックスタイム制の見直し、③裁量労働制の見直し、④特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設——の4つの大きな柱で構成されています。それらに盛り込まれている具体的内容は多岐に及びますが、

特に留意すべき主な事項は以下の通りです。

取りまとめられた「報告」の内容の多くは、労働者側として納得できるものではないため、「報告」に反対意見を付しています(次ページに記載)。

今後は、この「報告」に基づいて作成される法律案要綱について議論を行った上で、労働基準法等改正法案が今第189回通常国会に提出される見込みです。

この分科会には、宮本礼一書記長が労働者側委員として出席しています。JAMも連合とともに、国会審議等における必要な対応を行っていきます。

### 【「報告」において特に留意すべき主な事項】

#### 1. 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

- ・中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率（50%）の適用猶予措置の廃止（ただし、施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月）
- ・年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者を対象に、そのうち年5日については使用者が時季を指定するよう義務づけ

#### 2. フレックスタイム制の見直し

- ・清算期間の上限を現行の1ヵ月から3ヵ月に延長

#### 3. 裁量労働制の見直し

- ・企画業務型裁量労働制の対象業務に、①法人顧客に対する課題解決型提案営業業務、②事業運営に関する事項の実施管理とその状況の検証結果に基づく企画立案調査分析を一体的に行う業務(※1)、の2つを追加

#### 4. 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- ・「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」とともに「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」といった業務(※2)に就き、「1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金の額が平均給与額の3倍を相当程度上回る」といった年収要件(※3)を満たす労働者について、労働時間・休憩・休日・深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とする制度(※4)を創設

(※1) いわゆるPDCAサイクルを自ら回すような業務を想定

(※2) 具体的には、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務等を念頭に、省令で規定

(※3) 具体的には、労働基準法第14条に基づく告示の内容（1075万円）を参考に、省令で規定

(※4) 労働時間規制等を適用除外（エグゼンプト）する仕組み。いわゆるホワイトカラー・エグゼンプション

## 【「報告」に労働者側が付記した反対意見】

### 1. 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

- ・長時間労働の抑止が喫緊の課題となる中、過労死その他長時間労働による労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るため、実効的な労働時間法制を整備すべきであり、とりわけ、すべての労働者を対象に労働時間の量的上限規制及び休息时间（勤務間インターバル）規制を導入すべき

### 2. 裁量労働制の見直し

- ・企画業務型裁量労働制の対象業務に新たな類型を追加することについて、みなし労働時間制のもとに長時間労働に対する抑止力が作用せず、その結果、長時間労働となるおそれが高まる労働者の範囲が拡大することとなることから認められない

### 3. 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- ・高度プロフェッショナル制度について、既に柔軟な働き方を可能とする他の制度が存在し、現行制度のもとでも成果と報酬を連動させることは十分可能であり現に実施されていること及び長時間労働となるおそれがあること等から新たな制度の創設は認められない

以 上